

【只木ゼミ前期第2問】

甲は、パチンコ店において、カウンターにいた店員Aから売上代金を強取しようとした決意し、建設用びょう打銃を改造した手製装薬銃を構えると、Aから約5mの地点から同人の右肩部を狙って、びょうを1本発射した。このびょうは、A及びその背後にいた店員B及びCに命中して、Aは負傷し、B・Cは即死した。その後入院中のAも死亡した。

なお、甲はBがいることを認識していなかったが、Cがいることは認識していた。

甲の罪責について検討せよ。

参考判例 最高裁昭和53年7月28日第三小法廷判決